

地域包括ケアシステムの構築及び推進

令和3年4月1日 運営開始

【事業目的・概要】

医療・介護・住まい・生活支援・介護予防を一体的に提供する地域包括ケアシステムの更なる推進のため、中核的な機関である地域包括支援センターを直営の基幹型センターと、新たに市内3か所の圏域（委託型）センターによる運営体制とします。

【3圏域包括に委託する事業内容】

- 高齢者の総合相談支援に関すること
- 高齢者の権利擁護に関すること（虐待防止、成年後見制度の支援）
- 包括的・継続的ケアマネジメント（ケアマネジャーの支援）
- 介護予防ケアマネジメント**（利用者支援） など

【介護予防ケアマネジメント業務で提供する個人情報等の項目】

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) 介護保険認定情報（要介護（支援）度）
- (6) 転入、転出、死亡

